

神戸市

空き家・空き地 地域利用バンク

空き家・空き地
地域利用バンク
とは

神戸市内の空き家・空き地・空きスペースの所有者と、地域活動の場（拠点）を探している団体との橋渡しをする事業です。

- ・空き家等所有者・利活用希望団体からの相談対応、情報登録
- ・ホームページなどで空き家等所有者・利活用希望団体の情報発信
- ・イベント開催や関係団体等の協力によるマッチングの機会づくり

登録・利用の流れ



空き家を相続したけど
使い道がない・・・
誰か使ってくれへんかなあ

空き家等所有者

地域の活動のために貸したい・売りたい方

①登録申し込み

物件の「登録申請書」などをすまいるネットに提出してください

②物件登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります

③情報発信

登録情報の一部をホームページに掲載し、物件を利活用希望団体に紹介します
※掲載項目は相談の上確定します

利活用希望団体
(非営利団体対象)

地域のみんなで集まれる
場所があればいいなあ



地域の活動のために借りたい・買いたい団体

①登録申し込み

活動団体の「登録申請書」などをすまいるネットに提出してください

②利活用希望団体登録

活動団体が当制度に適していると判断されると正式に登録となります

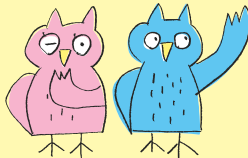
③情報発信

登録情報の一部をホームページに掲載し、空き家等所有者に利活用希望団体に関する情報を発信します
※掲載項目は相談の上確定します

④物件情報の閲覧・交渉申し込み

借りたい、買いたい物件がありましたら、すまいるネットへ物件交渉の申し込みをします

すまいるネット



- 相談対応・情報登録
- 情報発信
- マッチングの機会づくり

顔合わせ・交渉・契約

お互いの条件が一致した場合に契約

所有者と利活用希望団体の当事者間で交渉、契約を行っていただきますが、アドバイスが必要な場合はご相談ください



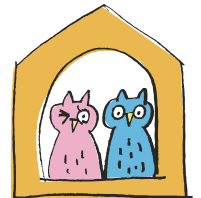
まずはお気軽にご相談ください！

神戸市すまいとまちの安心支援センター すまいるネット

アクセス 〒653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

相談時間 10:00～17:00 水曜・日曜・祝日除く

電話番号 078-647-9988 ファックス 078-647-9912



すまいるネット

すまいるネット神戸 検索





空き家活用の支援

バンク登録後利用可能

片付け支援事業

所有者向け 利用団体向け

家財道具の処分及び整理にかかる費用の補助をします。一室に家財道具をまとめる場合にも利用できます。

- ・ゴミ処分委託費やリサイクル料金等の費用 20万円まで補助

地域利用マッチング成立後利用可能

初期・維持費用補助

所有者向け 利用団体向け

賃貸や売買時にかかる仲介手数料・登記費用の補助をします。

- 仲介手数料40万円まで補助
- 登記費用20万円まで補助

所有者向け

無償で貸し出していただいた場合、当該年度の固定資産税と維持費用相当額(床面積に応じた定額)の補助をします。

アドバイザー派遣

所有者向け 利用団体向け

空き家の改修計画などについて、専門的・技術的な助言を行なうアドバイザーを派遣します。

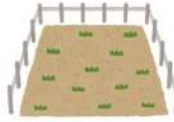
空き家再生等推進事業…①

リノベーション補助事業…②

所有者向け 利用団体向け

地域利用に活用する場合、改修工事にかかる費用の補助をします。

- ①戸建ての空き家の改修工事費用(補助率3分の2) 233万円まで補助。耐震必須。
 - ②戸建て又は長屋の空き家(市街化区域内)の部分改修工事費用100万まで補助
- ※②については、居住・店舗等の併用型(部分的もしくは一定の条件・頻度で地域利用する場合)も、地域利用に供する部分への改修費の補助があります(補助率2分の1)



空き地活用の支援

地域利用マッチング成立後利用可能

初期・維持費用補助

所有者向け 利用団体向け

マッチング成約時にかかる仲介手数料・登記費用補助をします。

- 仲介手数料40万円まで補助
- 登記費用20万円まで補助

所有者向け

無償で貸し出していただいた場合、当該年度の固定資産税相当額の補助をします。

アドバイザー派遣

所有者向け 利用団体向け

空き地の整備計画などについて、専門的・技術的な助言を行なうアドバイザーを派遣します。

空き地地域利用整備事業補助

利用団体向け

地域利用へ転用する際の初期整備費用経費(樹木雑草の撤去や花壇や水栓工事やベンチなどの整備費用)を補助します。

- ・9千円/㎡+30万円で100万円まで補助

空き家建築基準法

適合状況調査補助事業

利用団体向け

検査済証のない空き家をグループホームや保育所等に活用する場合の建築基準法適合状況調査報告書の取得費用の補助をします。

- ・戸建ての空き家(市街化区域内に限る) 取得費用の1/2かつ50万まで補助

※これら以外に、実施事業によっては市の所管部局において別の補助がある場合があります。
例:自治会集会所の整備など



神戸市すまいとまちの安心支援センター

すまいるネット

※それぞれ補助要件等がありますので事前にご相談ください

TEL: (補助専用) 078-647-9933

(10:00~17:00(水、日、祝除く))

FAX: 078-647-9912

E-mail: akiya@kobe-sumai-machi.or.jp